

大分市広告付き庁舎等案内板設置事業者募集要項

1. 事業概要

大分市では市有財産を有効活用し、新たな財源確保のために広告料収入事業を行っております。今回、広告料収入事業の一環及び市民サービスの向上を目的として、大分市役所本庁舎に庁舎案内図及び大分市全域地図を表示する広告付き案内板（以下、「案内板」という。）を設置する事業者（以下、「事業者」という。）を一般競争入札により公募します。

2. 入札物件（貸付物件）

所在地	貸付場所	貸付面積	設置数量
大分市荷揚町2番31号	大分市役所本庁舎1階	2.56㎡ (幅3.2m×奥行0.8m)	1基

※詳細な設置場所については別紙「設置場所位置図」を参照してください。

3. 貸付条件及び貸付期間

契約については地方自治法第238条の4第2項第4号に基づき、行政財産の一部を貸し付けることとし、大分市と事業者との間に賃貸借契約を交わすこととなります。

貸付期間は令和2年1月1日から令和6年12月31日まで（5年間）とします。

4. 案内板の仕様等

別紙「仕様書」を参照してください。

5. 事業者の費用負担

(1) 貸付料

①貸付料の総額（契約金額）は落札価格に契約月数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた金額（落札価格×60カ月×1.10）とします。

②事業者は毎年度、当市が発行した納付通知書により市が指定した期日までに一括納付することとします。

(2) 電気料

電気使用料金は実費負担となりますので、設置する機器に電気の使用量を計る子メーターを設置してください。ただし、子メーターを設置しがたい場合は、当市の承認を受け設置しないことができます。

電気使用料は、「大分市普通財産貸付基準」に定める「光熱水費等の算定方法」により、子メーターを設置したものについては、その使用量を基に「光熱水費等の算定方法子メーターがある場合」により算出した額とし、子メーターを設置しないものについて

は「光熱水費の算定方法 子メーターがない場合」により算定した額とします。

(3) 設置費等

- ①案内板の製作費用及び設置、撤去に要する工事費用、移設費用
- ②案内板及び表示内容の維持管理費用
- ③案内板のインターネット通信に係る費用
- ④貸付期間満了原状回復に要する費用
- ⑤その他、案内板の設置、運用、撤去に必要とされるすべての費用

6. 原状回復等

事業者は、貸付期間満了及び貸付期間が満了するまでに、契約が解除された場合は、当市が指定する日までに、貸付物件を原状に回復してください。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用することが明らかになった時は、当該貸付物件を原状に回復することなく引き続き使用できることとします。

7. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「大分市広告料収入事業実施要綱」及び「大分市広告料収入事業掲載基準」に抵触しない業種もしくは企業であること。
- (3) 過去2年間に、国又は地方公共団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績を有していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、大分市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第19号）施行に伴い、

資格要件確認のため、大分県警察本部に照会いたしますのでご了承ください。

8. 入札参加申込方法

参加申込書に必要事項を記入・押印（実印）の上、申し込みに必要な書類を添えて受付期間内に大分市財務部管財課財産管理担当班宛に次の①から⑥を直接持参してください。

- ① 入札参加申込書（第1号様式）
- ② 市税完納証明書（発行から3カ月以内）
- ③ 印鑑登録証明書（発行から3カ月以内）
- ④ 誓約書（指定様式）
- ⑤ 7. 入札参加資格（3）の実績を申告する書類（契約書の写し等）
- ⑥ 設置機器の仕様がわかる資料

9. 入札及び開札の日時

日 時	場 所
令和元年9月6日（金） 入札締め切り後即開札 午後1時30分	大分市役所本庁舎9階第2入札室

10. 入札参加申込期間

申込期間	申込場所
令和元年8月1日（木）～ 令和元年8月22日（木） 午前8時30分～午後5時15分 （土・日曜日、祝日を除く）	大分市財務部管財課 財産管理担当班 （大分市役所本庁舎5階） 電話番号 097-537-5608

※電話、郵送等による申し込みはできません。必ず持参によりお申込みください。

11. 入札保証金

（1）入札参加者は各自が見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は銀行振り込み小切手で入札当日納付が必要になります。

【銀行振り込み小切手について】

1. 支払地が大分市内であること。
2. 大分手形交換所の交換参加店が支払人であること。
3. 振出人、支払人とも同一金融機関であること。
4. 持参人払式小切手であること。
5. 線引き小切手であること。
6. 振出日から5日以内であること。

7. 振出手数料（発行手数料）は入札参加者の負担とする。

8. 取立手数料が必要となる場合は、入札参加者の負担とする。

(2) 入札保証金の返還等

① 落札者以外の者の入札保証金は、落札決定後、直ちに入札者に返還することとします。

② 落札者は、納付した入札保証金の全部又は一部を契約保証金に振り替えることができるものとしてします。

③ 落札者が契約締結を行わないときは、入札保証金の返還は行いません。

(3) 入札保証金の免除

入札参加者が大分市登録業者である場合は大分市契約事務規則第24条第3項第2号に基づき入札保証金を免除します。

12. 入札

(1) 入札時に持参するもの

① 入札参加申込書の写し（申し込みの受付時にお渡ししたもの）

② 入札保証金

③ 実印

※法人の場合は、代表者印を持参すること。なお、代理人が入札する場合は、代表者印を押印した委任状と、代理人の認印が必要になります。

④ 入札書

(2) 入札の方法

① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印（実印）のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。

② 入札書に記載する入札金額は、1カ月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。

③ 入札は、代理人に行わせることができます。

(3) 入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とします。

① 入札者として資格の無いものとした入札。

② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められるものとした入札。

③ 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札。

④ 入札金額を訂正した入札。

⑤ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。

⑥ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。

13. 再度入札

(1) 再度入札

- ① 開札をした場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。
- ② 再度入札の回数は、2回以内とします。
- ③ 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

14. 事業者の決定

- (1) 事業者は、大分市が定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とします。
- (2) 事業者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて事業者を決定します。
この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない大分市職員にくじを引かせます。

15. 契約の締結

事業者に決定した者は、以下の手続きを行っていただきます。

- (1) 行政財産貸付申請書（当市様式）を提出してください。
- (2) 事業者は、決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結していただきます。
 - ① 契約は、総価（落札価格×60カ月×1.10）で行います。
 - ② 本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。
 - ③ 本件契約を締結しない場合は、落札は取り消しとなります。

16. その他

- (1) 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、大分市公有財産規則、大分市契約事務規則、その他関係法令の定めるところによります。
- (2) 本件入札に関する質問事項は書面により受け付けますので、申込終了日の3日前までに下記問い合わせ先までお持ちください。

なお、質問事項に関する回答は大分市ホームページにて公開します。

(3) 本件入札に関する問い合わせ先

大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎5階

大分市財務部管財課財産管理担当班

電話（代表）097-534-6111（内線）1205

（直通）097-537-5608